

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和7年度）

住 所 富山市桜町1丁目1番36号

事業者名 富山地方鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
全停留場	適切な音量等で列車接近案内及び運行障害時の放送案内が できているか停留場設備の整備点検を行う。	旅客案内装置の稼働 確認を行った。

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める
基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
運行情報の提供	停留所に設置した旅客案内装置等を用いた運行情報の提供。	旅客案内装置やウェブ サイトでの運行情 報の提供の実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	事前に高齢者や障害者等の利用者よりご連絡を受けた場 合、乗務員による乗降支援を行う。	乗務員による乗降支 援を実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
低床式車両運 用の情報提供	とやまロケーションシステムを用いた低床車両運用に関する 情報提供を行う。事前に高齢者や障害者等の利用者より ご連絡を受けた場合、低床式車両の運行時刻をご案内す る。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗務員の 技術向上	・乗務員を対象とした接客研修を実施し、各々の運転士の 接客の状況を把握し、指導を実施する。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
掲出物による啓発	・ 停留所やサイネージに、国土交通省作成の「視覚障害者への声掛けサポート」のポスターを掲出し、ご利用者に対する配慮についての活動を行っている。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ メールや電話で寄せられる利用者の意見や苦情を社内で共有するとともに、改善に活用する。
・ 鉄軌道部営業課をバリアフリーの主管課として、社として推進体制を構築し、計画的に進めていく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページへの掲載

(4) その他

当社の中期事業計画及び沿線自治体が掲げる地域公共交通計画等と関連し計画する。

(令和7年度)

Ⅱ. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

軌道停留場の 名称	路線名	所在都道府 県市町村			一日当たり の利用者数	有人駅、 無人駅の 別	公共交通 移動等円 滑化基準 省令適合 の有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーターの設置 基数	エスカレー ターの設置 基数	の昇降機	の設計	の設置箇所	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	案内設備 の設置の 有無	障害者対 応型便所 の設置の 有無	障害者対 応型改札 口の設置 の有無	障害者対 応型券売 機の設置 の有無	車いす使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの	転落防止 のための 設備の設 置の有無
		都道府 県	23区・郡 ・市	町・村 ・区																		
南富山駅前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	2,491	人	○	○	1	1	基	基	基	1	箇所	○		—	—	—	1	○
大町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	666	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		○
堀川小泉	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	562	人	○		2		基	基	基		箇所			—	—	—		
小泉町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	368	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
西中野	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	340	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
広貴堂前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	258	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
上本町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	297	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
西町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	1,322	人	○		2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
中町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	187	人	○	○	1	1	基	基	基	1	箇所	○		—	—	—	1	○
荒町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	353	人	○		2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
桜橋	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	426	人	○		2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
電気ビル前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	444	人	○		2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
地鉄ビル前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	243	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—		
電鉄富山駅・エスタ前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	2,895	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所			—	—	—	2	
新富町	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	414	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
県庁前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	315	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
丸の内	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	627	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
諏訪川原	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	111	人	○		2		基	基	基		箇所			—	—	—		
安野屋	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	316	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
トヨタモビリティ富山Gスクエア 前(五福未広町)	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	1,109	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
富山大学前	富山軌道線	富山県	富山県	富山市	1,733	人	○	○	1	1	基	基	基	1	箇所	○		—	—	—	1	○
下奥井	富山港線	富山県	富山県	富山市	594	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
粟島	富山港線	富山県	富山県	富山市	814	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
越中中島	富山港線	富山県	富山県	富山市	665	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
城川原	富山港線	富山県	富山県	富山市	985	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
犬島新町	富山港線	富山県	富山県	富山市	458	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
蓮町	富山港線	富山県	富山県	富山市	1,098	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
萩浦小学校前	富山港線	富山県	富山県	富山市	368	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
東岩瀬	富山港線	富山県	富山県	富山市	403	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
競輪場前	富山港線	富山県	富山県	富山市	235	人	○	○	2	2	基	基	基	2	箇所	○		—	—	—	2	○
岩瀬浜	富山港線	富山県	富山県	富山市	649	人	○	○	1	1	基	基	基	1	箇所	○		—	—	—	1	○
(合計) 31						31	14	25	58	54	0 0	0 0	0 0	29 54	0 0	18	0	0	0	0	19	19

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。